平成２７年（再イ）第１１号
広島市西区三滝本町１丁目21番41―302号
再生債務者　松岡くるみ
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月29日まで
平成27年５月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２７号
愛媛県松山市桑原１丁目５番１号　みよしビル２―101号
再生債務者　日野　勇希
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月４日まで
平成27年５月７日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第７号
大阪府貝塚市津田北町17番３―604号
再生債務者　森國　　敦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成27年５月７日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第４号
仙台市太白区秋保町馬場字本小屋14番地
再生債務者　佐藤　幸代
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月11日から平成27年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第６号
宮城県塩竈市南錦町12番31号
再生債務者　大岡　利典
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月11日から平成27年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字西鍛治屋31番地
再生債務者　高橋　敏彦
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月18日から平成27年７月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号
福岡市東区箱崎４丁目32番20―301号
再生債務者　中矢　　亮
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月18日まで
平成27年４月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号
相模原市緑区下九沢2515番地16　ハーブコート203
再生債務者　橋本　豊一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月28日まで
平成27年５月７日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再ロ）第１号
新潟市西区東青山２丁目３番地13
再生債務者　石塚　　篤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月28日まで
平成27年５月７日　　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１０号
仙台市太白区柳生７丁目26番地の５　アメニティライフ21―201
再生債務者　牧野　巧宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月29日まで
平成27年５月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第２号
福島県南相馬市原町区三島町２丁目177番地の１　エスポアール104
再生債務者　渋佐　文則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年６月４日まで
平成27年５月７日　福島地方裁判所相馬支部

解散命令公告

長野県公告
下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定により、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成27年５月15日
長野県知事　阿部　守一
記
命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
丸栄製靴企業組合
小諸市大字加増1415番地
サン企業組合
飯田市桐林1737番地３
長野県公害防止事業協同組合
千曲市大字戸倉1869番１
長野県エネルギー資源再生企業組合
中野市大字立ヶ花734番地
教示
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づき長野県知事に対して異議申立てをすることができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この異議申立てをすることができない。
2　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の一切の権利義務を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十四日
掲載頁　五十一頁（号外第二三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十四日
掲載頁　五十一頁（号外第二三六号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十四日
掲載頁　五十二頁（号外第二三六号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十四日
掲載頁　五十三頁（号外第二三六号）
平成二十七年五月十五日
千葉市中央区末広三丁目五番二号
（甲）千葉ヒノデサーヒス販売株式会社
代表取締役　内田　昌彦
埼玉県新座市畑中三丁目三番六号
（乙）埼玉ヒノデサーヒス販売株式会社
代表取締役　山田　敬吉
東京都日野市旭が丘六丁目一一番地の八
（丙）多摩ヒノデサーヒス販売株式会社
代表取締役　山田　敬吉
横浜市都筑区大熊町八八六番一
（丁）横浜ヒノデサーヒス販売株式会社
代表取締役　山田　敬吉